

No 102

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	芝浦港南地区放置自転車対策	開始年度	平成 12 年度
所属	芝浦港南地区総合支所協働推進課まちづくり推進担当		
所管課長	芝浦港南地区総合支所まちづくり担当		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(2) 魅力的な都心生活の舞台をつくる		
施策名	④ 誰にでもやさしいバリアフリーのまちづくり		

事業概要	
事業の目的	自転車は身近な交通手段として、幅広く利用されています。無公害、省エネルギー、健康増進にも役立つ乗り物として今後もその利用は増加することが見込まれます。一方、駅周辺に放置された自転車は、歩行者の安全な通行の障害となり、災害時の避難・救助活動の妨げにもなります。安全・安心なまちづくりをすすめるためにも、自転車等駐車場の整備や放置禁止区域の設定、違法駐輪の撤去とともに、自転車利用者のルールの遵守とそれに伴うマナーの向上により、道路公園等の本来の機能を回復させ、区民の安全で快適な生活環境を確保することを目的とします。
事業の対象	放置自転車、及び放置された原動機付自転車（50CCまで） 自転車等利用者
事業の概要	暫定自転車等駐車場・置場管理、警告札貼付、その他放置自転車対策に付随する業務です。ただし、下記の契約事務については、街づくり支援部土木課交通対策係において担当します。 1 駅前放置自転車整理等業務 ① 駅周辺放置自転車等整理・放置禁止指導等業務 ② 駅周辺放置自転車等警告及び調査・通告・撤去業務 ③ 駅前放置自転車等即時撤去業務 2 地区内巡回等業務 3 放置自転車撤去移送業務 4 撤去自転車等返還業務 5 集積所管理室監視等業務 6 自転車等駅前乗入れ台数調査業務
根拠法令	港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例（平成12年4月1日一部施行） 港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例施行規則（平成12年4月1日一部施行）

事業の成果												
指標	指標1	駅前放置台数			指標2	貼付枚数（警告札）			指標3	撤去台数（自転車、原付）		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	175	208	118.9%	平成27年度	14,000	24,385	174.2%	平成27年度	1,200	1,202	100.2%
	平成28年度	175	177	101.1%	平成28年度	14,000	22,576	161.3%	平成28年度	1,200	1,344	112.0%
平成29年度	175	—	—	平成29年度	14,000	—	—	平成29年度	1,200	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	自転車等駐車場の整備と放置禁止区域の設定により、自転車利用者のマナーの向上と安全・安心な街づくりに寄与しました。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	2,713	0	0	0	0	2,713	0	0	2,713	2,268	84%
平成28年度	2,664	0	0	0	0	2,664	0	0	2,664	2,229	84%
平成29年度	2,323	0	0	0	0	2,323	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	経費算定について、実績を考慮していくことも必要と思われます。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	開発等に伴う人口の増加に加え、自転車利用の更なる促進が見込まれている状況下では、需用は減らないと思われます。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	他自治体（区）でも、放置自転車対策を拡充しています。
区関与の必要性（実施する必要性）	他の自治体（区）でも同様の事業を実施しています。 民間では同様の事業はほとんど実施していません。 事業実施について、公益性が十分にあります。 区は、道路管理者としての立場から、条例に記されている範囲の中で放置自転車対策を行っているのであり、そうした中、自転車を放置する方々とのトラブル少なからず起きている。トラブル対応について民間事業者で行わせても、結局は行政対応になることも想定される。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	放置件数や撤去台数の推移により、委託業務車両台数等について改善の余地があります。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	委託業者の手間（委託料）を減らすためにも、放置を繰り返さない取組を進めてまいります。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	当初掲げた事業目的について、現在も一致しています。 区民の要望と事業の目的は一致しています。
② 効果性	5	事業の実施手段は妥当かつ効果的です。 事業は施策の達成に寄与しています。
③ 効率性	5	事業は一定数予測される自転車などの放置に対応するため計画的に実施されています。 人口増加と放置自転車数が必ずしも比例するわけではありません。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	<p>自転車等の放置は、人口増加に比例して増えると言うものではなく、年間ごとの実績数量に多少の差はありますが、一定数はあります。今後も道路の美観・安全確保の面からも、継続していく必要があります。</p> <p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p>

評価対象			
事務事業名	芝浦港南地区子どもの遊び場づくり	開始年度	平成 23 年度
所 属	芝浦港南地区総合支所協働推進課まちづくり推進担当		
所 管 課 長	芝浦港南地区総合支所まちづくり担当課長		
基 本 政 策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政 策 名	(3) 世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備する		
施 策 名	① 都心機能を支え人にやさしい道路・公園等の整備		

事業概要	
事業の目的	「次世代育成支援対策行動計画」「港にぎわい公園づくり基本方針」や「子どもの遊び場づくり20の提言」に基づき、子どもがのびのびと思い切り遊べるように禁止事項をできるだけ少なくし、「自分の責任で自由に遊ぶ」ことをモットーに、自然の中で子どもがやりたいことを自分自身の手で実現していく冒険遊び場（プレーパーク）事業を実施します。
事業の対象	児童及びその保護者
事業の概要	プレーパーク事業は、各地区総合支所や子ども関連部署と連携し、平成23年度から、高輪森の公園・プラタナス公園・港南緑水公園・有栖川宮記念公園・港南三丁目遊び場で実施してきました。 プレーパークを実施していくためには、地域住民参画によるボランティアと区の支援によるお互いのパートナーシップが不可欠です。 そのため、事業実施にあたっては、区がけん引役となって事業を始め、住民や周辺学校PTA等の地域の大人たちの理解と参画を得ながら協働で運営していきました。 今後、実施場所や実施回数を増やし、プレーパークにおける地域住民の役割や住民参加の必要性を理解して頂けるよう、意見交換会等を行いながら、住民組織の核となる人材の掘り起こしと住民組織の育成を図り、運営を行政から区民運営へ段階的に移していくことをめざしています。
根拠法令	港区プレーパーク支援実施要綱（平成28年3月31日施行）

事業の成果												
指 標	指標1	開催回数			指標2	参加者数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成27年度	8	8	100.0%	平成27年度	1,200	2,295	191.3%	平成27年度			
	平成28年度	12	12	100.0%	平成28年度	1,200	2,150	179.2%	平成28年度			
平成29年度	16	—	—	平成29年度	1,200	—	—	平成29年度		—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	<p>平成28年度より港南三丁目遊び場でプレーパーク事業を行っており、区はプレーパーク支援要綱に基づき、住民組織を支援している。具体的にはプレーパークで使用する備品の購入、啓発活動のための講座の開催、プレーリーダーの手配などを区が行っているが、プレーパークの都度、住民組織から人材を出してもらったり、昨年度以上に実際のプレーパークの運営に関わってもらう（設営・応急処置・運営者の人数管理・参加者のカウントなど）など、住民組織の成長度合いは、ここに来て大きくなりました。</p> <p>また、参加者こそ平成27年度より減じているが港南三丁目遊び場でプレーパークを行ったことにより「地域のプレーパーク」としての認知度が根付き、平成27年度までの一時的なイベントとしてのプレーパークではなく、地域の人の関わりが広がり発展してきています。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	2,700	2,700	0	0	0	0	0	0	2,700	2,700	100%
平成28年度	1,707	1,707	0	0	0	0	0	0	1,707	1,193	70%
平成29年度	2,248	2,248	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	プレーパーク支援要綱により、区は住民組織に対して、プレーパークで使用する備品の購入、啓発のための講座の開催、プレーリーダーの手配などの支援を行っています。更に住民組織の役割りの幅を広げ備品の購入やプレーリーダーの手配なども住民組織に任せることにより、コストの削減の可能性は考えられます。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	23区中17区で実施されており、全国的に広がりが見られます。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	現在、住民組織が関与している実施している「高輪地区」「芝浦港南地区」の開催回数を増やしていきます。また、麻布地区では既に指定管理者によるプレーパークが行われていますが、まだプレーパークの行われていない芝地区、赤坂地区でも指定管理者によるプレーパークを実施し、各地区1か所プレーパークを行う方向を目指します。
区関与の必要性(実施する必要性)	区は住民組織に対して、プレーパークで使用する備品の購入、啓発活動のための講座の開催、プレーリーダーの手配などの支援を行っています。更に役割りの幅を広げていくことをもって、引き続き支援を行っていく必要はあります。(例えば公園占用・普及啓発支援等)
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	『公園管理・まちづくり施策』を所管する部署で事業を実施しています。 本来は「子ども家庭支援部」や「教育委員会」など『子ども関連施策』を所管する部署が、主体的に係る必要があります。 また、運営の主体を住民組織に徐々に移していくには、単に予算措置を講ずるだけでなく、住民組織がプレーパークにかける手間や時間を担保できる制度をつくっていく必要がある。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	芝浦港南地域では、港南三丁目遊び場でのプレーパークが平成28年度より行われており、リピーターや、みな外に入らないまでも、運営に協力してくれる方などが徐々に増えつつある。今後は更に地域のプレーパークとしての定着を推進(住民組織の役割りを拡大すること・住民組織のプレーパークにかける手間や時間を担保できるような制度づくり)することで、発展させていきます。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	他地区での実施が可能となるためにも、既存の取組は継続する必要があります。
② 効果性	5	平成28年度から港南三丁目遊び場で行うことになったが、参加人数は平成27年度に比べ減少はしてきているものの、この場所での担い手やリピーターは増えてきている。地域でのプレーパーク事業として定着はしてきている。
③ 効率性	4	将来的には、住民組織が自主的な運営を目指すため、プレーリーダーの手配、必要備品の購入なども住民組織に行わせることで役割りの幅を広げていくことで、区の関わりを減らしていくことができる。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
------	--

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)	平成28年度より、港南三丁目遊び場でプレーパークを実施し、区はプレーパーク支援要綱に基づき、住民組織を支援している。住民組織は、プレーパークの時に人材を出すことや設営なども積極的に関わるようになり、自主運営の成長度合いは大きくなってきている。 また、参加者こそ平成27年度より減じているが港南三丁目遊び場でプレーパークを行ったことにより「地域のプレーパーク」としての認知度が根付き、平成27年度までの一時的なイベントとしてのプレーパークではなく、地域の人の関わりが広がり発展してきている。単に子どもたちにプレーパークを提供する場としてではなく、地域の子育て世代の交流の場としての役割も持ちつつある。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象			
事務事業名	芝浦港南地区地域防災力向上	開始年度	昭和 51 年度
所属	芝浦港南地区総合支所協働推進課協働推進係		
所管課長	芝浦港南地区総合支所協働推進課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(4) 安全で安心して暮らせる都心をつくる		
施策名	③ 地域の防災力の向上		

事業概要	
事業の目的	今後30年以内に70%の確率で発生するといわれる首都直下地震に備えて、地域住民、事業所等の地域防災力を向上させることを目的としています。
事業の対象	港区内の防災住民組織、地域防災協議会、町会・自治会、共同住宅の居住者・管理組合・管理事業者が結成した団体、高層住宅の居住者が当該高層住宅ごとに自主的に結成した防災組織等
事業の概要	<p>【防災知識普及・啓発】 区民や事業者に対して、防災知識の普及・啓発を促進するため、出前講座や防災展の実施、イベントへの参加出展を行います。</p> <p>【防災住民組織育成・支援】 防災住民組織、地域防災協議会等の地域団体の自主的な防災活動を支援するため、地域防災訓練の支援、講習会等を開催します。</p> <p>【地域防災アドバイザー派遣】 防災住民組織や地域防災協議会等に対し、防災アドバイザーを1団体につき年5回まで無料で派遣をします。</p> <p>【地域防災協議会育成・支援】 地域防災協議会の活動支援及び活動費の一部補助を行います。</p> <p>【高層住宅等の震災対策】 高層住宅の防災対策推進に向け、体制や組織づくり、防災計画の策定、防災講演会・学習会や地域団体との連携希望時に防災アドバイザーを派遣します。</p>
根拠法令	東京都震災対策条例、港区防災対策基本条例、地域防災協議会の支援に関する要綱、防災住民組織の育成に関する要綱、防災住民組織の育成に関する要綱、港区防災アドバイザー派遣要綱

事業の成果												
指標	指標1	知識普及・啓発のためのイベント等実施回数			指標2	防災訓練及び防災講座実施回数			指標3	アドバイザー派遣延べ時間数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
		平成27年度	10	6		60.0%	平成27年度	42		21	50.0%	平成27年度
平成28年度	10	6	60.0%	平成28年度	42	31	73.8%	平成28年度	192	56	29.2%	
平成29年度	10	—	—	平成29年度	42	—	—	平成29年度	120	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)		芝浦港南地域では、指標1～3まで、全てが増加傾向にあり、区民の防災に関する関心が高まっています。各地域防災協議会は、それぞれの地域特性を踏まえた活動しており、地域防災力の向上に寄与しています。また、防災アドバイザー派遣が、防災住民組織の結成につながっています。										

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	2,780	2,780	0	0	0	0	0	0	2,780	1,267	46%
平成28年度	5,167	5,167	0	0	0	0	0	0	5,167	4,278	83%
平成29年度	1,984	1,984	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項	昨年度まで分かれていた小事業「芝浦港南地区防災協議会育成・支援」「芝浦港南地区防災住民組織等育成・支援」「芝浦港南地区高層住宅等の震災対策」「芝浦港南地区地域防災アドバイザー派遣」「芝浦港南地区防災知識普及・啓発」を統合し「芝浦港南地区地域防災力向上」に一本化しました。										

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	小事業を一本化したことで削減できる経費を精査していきます。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	東北や熊本の大震災のほか記録的な豪雨などの自然災害が多発し、区民の防災対策への意識が高まり、事業実施へのニーズは高まっています。また、芝浦港南地区には高層住宅が多いという特性があり、高層住宅向けの防災対策への関心は高いと考えられます。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	他の自治体でも防災協議会に対する同様の事業を行っています。東京都では東京防災隣組を対象として、防災に関する専門家の派遣制度を行っています。
区関与の必要性(実施する必要性)	地域の防災対策は区と区民とが協働して行うべきものです。また、災害発生時における地域の自助・共助を推進するためには区が支援する必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	自助・共助・公助の基本理念に基づき、地域(地域防災協議会)・行政・事業者それぞれが果たすべき役割や具体的な行動について明確にしたうえで、芝浦・海岸地域、港南地域、台場地域の地域別特性に対応した支援を進めるほか、地域における新たな担い手の発掘のため活動していく必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	防災への区民の関心は高まっていますが、地域全体の防災力の向上を図るためには、広く広報していく必要があります。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	「自助・共助」の体制づくり及び地域防災力の向上ため、事業を継続する必要があります。
② 効果性	4	防災意識の高揚や防災住民組織の結成などの効果が表れています。
③ 効率性	4	防災住民組織、防災協議会への支援を継続することで地域防災力の向上や地域の防災意識の向上に確実につながっています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充	<input checked="" type="radio"/> 継続	○ 改善	○ 廃止	○ 統合
------	------	-------------------------------------	------	------	------

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)	今後、発生が予測される首都直下地震に備え、地域住民、事業所等の地域防災力向上を図る必要があります。継続的に地域の防災活動を支援し、地域の防災力向上を目指します。今年度より防災課において「高層住宅の防災対策に関するアンケート」を実施し、高層住宅の防災カルテを作成し、希望する住宅に防災アドバイザーの積極的な利用を呼びかけます。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載	
※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載	
※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 105

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	芝浦港南地区総合防災訓練	開始年度	平成 年度
所属	芝浦港南地区総合支所協働推進課		
所管課長	芝浦港南地区総合支所協働推進課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(4) 安全で安心して暮らせる都市をつくる		
施策名	③ 地域の防災力の向上		

事業概要	
事業の目的	①「自らの命は自らが守る」「自分たちのまちは、自分たちで守る」という地域ぐるみの自助・共助の防災対策を促進すること ②区民の防災意識の高揚及び防災行動力の向上を図ること ③区及び関係防災機関相互の協力体制を確立すること ④区民及び区内事業所の協力体制を確立すること ⑤港区地域防災計画の運用の習熟を図ること
事業の対象	芝浦港南地区に在住の区民等
事業の概要	芝浦会場、港南会場、台場会場において、防災関係機関及び地域住民等との連携を中心とした「総合防災訓練」「地域訓練」を港区地域防災計画に基づき実施しています。
根拠法令	港区防災対策基本条例、港区地域防災計画、港区総合防災訓練実施要綱

事業の成果											
指標	指標1	総合防災訓練参加者数			指標2				指標3		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績
	平成27年度	5,000	5,382	107.6%	平成27年度				平成27年度		
	平成28年度	5,500	6,077	110.5%	平成28年度				平成28年度		
平成29年度	6,300	—	—	平成29年度		—	—	平成29年度		—	
成果の概要 (指標の説明等)	3会場(芝浦・港南・台場)とも、年々参加者が増加し、地域住民の防災力向上に貢献しています。										

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	5,103	5,103	0	0	0	0	0	0	5,103	4,737	93%
平成28年度	5,103	5,103	0	0	0	0	0	0	5,103	5,022	98%
平成29年度	5,468	5,468	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	防災事業者や消防、警察と連携することにより、より低コストで効率的な訓練を目指しています。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	芝浦港南地区には高層住宅が多いという特徴があり、高層住宅向けの防災対策や防災知識の普及啓発に関するさらなる創意工夫が求められると考えます。また、ペット防災対策についての関心が高まっています。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	区内の他総合支所をはじめ、ほぼ全ての自治体が様々な形で防災訓練を実施しています。
区関与の必要性(実施する必要性)	地域の防災対策は区と区民とが協働して行うべきものであり、その中核となる取組である防災訓練を区が主体となって実施することの妥当性は非常に高いものです。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	地域での自助、共助による地域防災力に向け、地域住民の防災意識を向上させる必要があります。そのために、地域住民が関心を抱きやすい訓練項目等の検討がより一層求められます。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	地域特性を踏まえ、住民が必要とする訓練を検討していきます。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	地域防災力の向上を目指す上で、訓練は継続的に実施することが必要です。
② 効果性	4	区民及び消防、警察、学校等関係機関と協働して実施する手法の効果性は非常に高いと考えられます。
③ 効率性	5	区民及び消防、警察、学校等関係機関と協働して実施する手法の効率性は非常に高いと考えられます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)	<p>区と関係防災機関(消防署・警察署等)の協力体制を確立し、地域住民の自助・共助の防災意識の高揚のために、総合防災訓練は今後も継続する必要があります。</p> <p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p>

No	106	平成29年度 港区事務事業評価シート			
評価対象					
事務事業名	芝浦港南地区生活安全活動推進事業			開始年度	昭和 62 年度
所属	芝浦港南地区総合支所協働推進課協働推進係				
所管課長	芝浦港南地区総合支所協働推進課長				
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる				
政策名	(4) 安全で安心して暮らせる都心をつくる				
施策名	⑦ 安全で安心できるまちづくりの推進				

事業概要					
事業の目的	事業の対象団体や所有者、区民等が防犯及び生活安全に関する装置の設置や活動を行った際の経費を助成することにより、防犯思想の普及徹底、地域の明るい環境づくりを推進するほか、建物への侵入犯罪等の抑止及び防止を図り、安全で安心して生活できる居住環境の実現を目指します。				
事業の対象	区内防犯協会、区民等及び事業者を構成員とする団体、マンションの管理組合等及び公共住宅等に居住する住民で構成されている団体又は賃貸住宅の所有者、区内に住所を有し、かつ、区の住民基本台帳に登録されている世帯の世帯主又はこれに準ずる者、町会、自治会、商店会等				
事業の概要	<p>①区内防犯協会が防犯活動や生活安全活動を実施するための経費の一部を助成します。 補助限度額：1回の申請につき、13万5千円（年度内1回）。</p> <p>②区民及び事業者を構成員とする団体が実施する生活安全活動に要する経費の一部を助成します。 補助限度額：1回の申請につき、経費の総額に4分の3を乗じて得た額。上限15万円(年度内1回)。</p> <p>③区内の共同住宅の管理組合等又は所有者が共用部分の防犯対策するための経費の一部を助成します。 補助限度額：経費の総額の2分の1の額。上限50万円（新たに設置する場合のみ）。</p> <p>④区内に居住し、住民登録をしている世帯主等が居住住宅の防犯対策をするための経費を助成します。 補助限度額：5千円以上の経費が対象。経費の2分の1の額。上限1万円（1住戸1回）。</p> <p>⑤商店会等が、防犯等を目的として設置する防犯カメラ等整備及び維持管理経費の一部を助成します。 補助限度額：防犯カメラ等整備費は、1回の申請につき、経費の総額に4分の3を乗じて得た額。上限1,500万円。防犯カメラ等維持管理費は、経費の総額。防犯カメラ1台につき、上限1万5千円。</p>				
根拠法令	港区防犯協会補助金交付要綱、港区安全安心まちづくり補助金交付要綱、港区共同住宅防犯対策助成事業実施要綱、港区住まいの防犯対策助成事業実施要綱				

事業の成果												
指標	指標1	共同住宅防犯対策助成件数			指標2	住まいの防犯対策助成件数			指標3	刑法犯認知件数（※1）		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	2	3	150.0%	平成27年度	20	9	45.0%	平成27年度	530	457	86.2%
	平成28年度	2	3	150.0%	平成28年度	20	2	10.0%	平成28年度	456	505	110.7%
	平成29年度	2	—	—	平成29年度	10	—	—	平成29年度	500	—	—
成果の概要 (指標の説明等)	<p>防犯活動に対する助成により、地域の安全・安心の確保に役立っています。</p> <p>※1 指標3（刑法犯認知件数）は、各年の数値です。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	1,997	1,997	0	0	0	0	0	0	1,997	1,347	67%
平成28年度	1,996	1,996	0	0	0	0	-66	0	1,930	1,504	78%
平成29年度	2,326	2,326	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項	<p>多様化する犯罪情勢に対応する防犯活動を行うこと、町会・自治会が構成員のため、今後会員の増加が見込めないこと、繰越金の残高減少という課題があり、財政運営が厳しい状況にあることから、平成29年度から防犯協会への補助金額を30万円に増額しました。</p> <p>また、共同住宅の防犯対策助成事業への問い合わせが多くなってきています。</p>										

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	補助金交付における事務を通じて、適正な支出に努めています。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	侵入窃盗罪が増加傾向にあることや、マンションの管理組合から共同住宅防犯対策助成事業等の問い合わせが増えていることから、区民ニーズは高いと考えられます。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	他自治体でも同様の事業を行っています。
区関与の必要性(実施する必要性)	犯罪の未然防止と区民の防犯意識の向上のため、区が実施することは妥当であると考えられます。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続 「住まいの防犯対策助成」については、補助金交付規則の原則に基づいた事務の流れに改めるとともに、引き続き、事業の見直しを行ってください。
事業の課題	共同住宅、住まいの防犯対策助成事業を更に区民へ周知するため、効果的な方法の検討が必要です。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	住まいの防犯対策助成事業の目的は、金銭的補助により区内への防犯対策普及を促進することです。 現在付帯意見の趣旨を踏まえ、補助金交付要綱に沿って助成する申請手順に改善するため現在調整を進めています。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	区民の犯罪防止・防犯対策に対する関心は高く、今後も安全・安心なまちづくりのため、事業を継続していく必要があります。
② 効果性	4	関係機関や地域住民等が協力して防犯活動を行うことや、共同住宅・個人住宅の防犯対策を推進することで、地域の安全・安心のため効果的に実施しています。
③ 効率性	4	総合支所で実施することで、制度の利用が進んでいます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)	<p>事業は効率的・効果的に実施されており、今後も区民の安全・安心の確保のため、継続していく必要があります。</p> <p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p>

・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

No 107

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	芝浦港南地区防犯灯設置助成	開始年度	昭和 46 年度
所属	芝浦港南地区総合支所協働推進課土木係		
所管課長	芝浦港南地区総合支所まちづくり担当課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(4) 安全で安心して暮らせる都心をつくる		
施策名	⑦ 安全で安心できるまちづくりの推進		

事業概要	
事業の目的	区内の私道に防犯灯を設置、撤去する町会又は自治会に対して補助金を交付し、防犯灯の整備を促進することを目的とします。(要綱第1条)
事業の対象	事業の対象は、町会又は自治会が設置、撤去する防犯灯工事を対象とし、予算の範囲内で補助金を交付します。ただし、防犯灯に広告物(町会名は除く。)が掲示又は記入がないものを対象とします。(要綱第3条)
事業の概要	区内の私道に防犯灯を設置、撤去する町会又は自治会に対し、補助金を交付します。補助の対象は、町会又は自治会が設置、撤去する防犯灯工事で、防犯灯に広告物(町会名は除く。)が掲示または記入されていないものや、防犯灯の電気料金を町会で支払っていることを要件とします。補助金の額は別に定める工種別単価に工種数量を乗じて得た額と当該工事に要する実工事額のいずれか小さい額とします。
根拠法令	港区防犯灯設置の補助に関する要綱

事業の成果												
指標	指標1	補助金交付件数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	1	0	0.0%	平成27年度				平成27年度			
	平成28年度	1	0	0.0%	平成28年度				平成28年度			
	平成29年度	1	—	—	平成29年度		—	—	平成29年度		—	—
成果の概要 (指標の説明等)	防犯灯の整備により私道を安心して安全に通行することが可能となり生活環境の向上が図られています。(平成27年度、平成28年度は設置助成の申請なし。)											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	292	292	0	0	0	0	0	0	292	0	0%
平成28年度	577	577	0	0	0	0	0	0	577	0	0%
平成29年度	631	631	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	防犯灯の規格を統一することにより更新時のコストを平準化しています。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	芝浦港南地区では防犯灯が計89基設置されているため、今後とも防犯灯の建替え需要に応える必要があります。 また、設置の可能性もあるため、その需要についても答える必要があります。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	他区においても同様の行政サービスが提供されています。
区関与の必要性（実施する必要性）	港区内にある私道の延長は約61kmあり、不特定多数の人々が利用し、公道（区道）と同様に重要な役割を果たしています。「防犯灯」はこれら私道を照らすことから、極めて公共性が高く、区が助成等を行う必要性が十分にあります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	防犯灯の設置、撤去は防犯灯を管理する町会又は自治会からの申請となるため、年度により申請件数に変動があります。 このため、予算執行率を上げる事が困難です。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	この事業は、申請主義となっており、現状の状況把握を行ない、今後の財政負担の見通しを立てることが必要と思われれます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	防犯灯の老朽化による転倒の危険性排除や、夜間の照明確保による防犯面で、区民が安全・安心・快適に生活する上で、影響が大きいため事業を継続する必要があります。
② 効果性	4	平成27年度、平成28年度は防犯灯を管理している町会等から申請が無かったため、補助を行っていません。
③ 効率性	4	補助を行うことにより私道の夜間照明が確保され、歩行者の安全性も向上するため、投入経費に見合った効果が得られています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
------	--

・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。
 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。
 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容を改善すべきもの。
 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	町会・自治会からの要望が強いため、本事業は今後も継続していく必要があります。
-------------------------	--

※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載
 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載
 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載

No 108

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	芝浦港南地区まちづくり相談・まちづくりコンサルタント派遣	開始年度	平成 19 年度
所 属	芝浦港南地区総合支所協働推進課まちづくり推進担当		
所 管 課 長	芝浦港南地区総合支所まちづくり担当課長		
基 本 政 策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政 策 名	(5) 住民、事業者、行政の多層的なパートナーシップでまちをつくる		
施 策 名	① 参画と協働によるまちづくりの推進		

事業概要	
事業の目的	区民が自主的なまちづくりを目指し、その調査研究活動を行う場合に、区に登録されたコンサルタント（都市計画や建築の専門家）の派遣や活動に関する費用などを支援します。
事業の対象	まちづくり相談：区民等 まちづくりコンサルタント派遣：まちづくりを考えている組織 まちづくり活動助成：区に登録されたまちづくり組織
事業の概要	区民が自主的なまちづくりを目指し、その調査研究活動を行う場合に、区に登録されたコンサルタント（都市計画や建築の専門家）の派遣やまちづくり協会に対し活動に関する費用等を支援しています。 【活動の状況】 まちづくり協議会：登録団体 0団体 まちづくりコンサルタント派遣： 0件
根拠法令	港区まちづくり条例及び施行規則（平成19年10月1日施行）、港区まちづくりコンサルタント派遣要綱（昭和60年4月1日）、港区まちづくり活動助成要綱（平成20年4月1日施行）

事業の成果												
指 標	指標1	まちづくり協議会登録数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	0	0	—	平成27年度				平成27年度			
	平成28年度	0	0	—	平成28年度				平成28年度			
	平成29年度	0	—	—	平成29年度		—	—	平成29年度		—	—
成果の概要 (指標の説明等)	芝浦港南地区管内においてはまちづくり協議会登録を受け付けているが、今のところ登録はありませ ん。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	130	130	0	0	0	0	0	0	130	0	0%
平成28年度	130	130	0	0	0	0	0	0	130	0	0%
平成29年度	130	130	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の余地	区民の自主的なまちづくり活動を支援する目的で取り組んでいる事業です。コンサルタント派遣のための報酬費については、港区の基準を採用しているため基準の見直しがあれば削減する余地はあります。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	まちづくり条例:10区制定 まちづくり推進要綱:1区制定 専門家の派遣及び助成制度:11区有
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	まちづくり活動を開始する場合に検討課題の洗い出しや課題の整理など専門家のアドバイスが必要であり、また資料の印刷費など団体のまちづくり活動を地域に周知するための経費に対して区からの助成を望まれています。
区関与の必要性(実施する必要性)	港区まちづくり条例に基づく区民の自主的な活動を支えるためには、必要な制度です。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	まちづくり活動の検討課題がハード(開発や建物の建築等)かソフト(日常生活に関する防災・清掃・緑化等)どちらに関するかどうかで将来像が違ってくる場合があります。まちづくり条例に基づくまちづくり組織の目指すものを区として区民に提案できるものが必須です。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	芝浦港南地区では、本制度を使った申請は今のところ無く、本事業の支援部の所管課である都市計画課とも協力してPRを図っていきます。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	まちづくりの自主的な活動は区民の認知度がまだまだ低い状況ですが、住民が積極的にまちづくりにかかわっていくためには事業を継続し、まちづくりに対して関心を高める必要があります。
② 効果性	4	区主導のまちづくりと住民主導のまちづくりが協働して、安全で安心して生活できるまちを目指す制度として認知されてきました。
③ 効率性	4	まちづくり相談は随時受け付けています。コンサルタント派遣や活動助成金についても随時受付区民の活動に支障がないように行っています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
------	--

・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)	区民が主体的にまちづくりに関わる事業として、続けていく必要があります。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 109

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象		
事務事業名	芝浦港南地区リサイクル団体助成	開始年度 平成 6 年度
所属	芝浦港南地区総合支所協働推進課協働推進係	
所管課長	芝浦港南地区総合支所協働推進課長	
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる	
政策名	(6) 循環型社会の構築による活力ある都心づくりを進める	
施策名	② 限りある資源の循環利用	

事業概要	
事業の目的	町会、自治会の自主的な資源再利用活動に対し、報奨金支給や作業機材の貸出等の支援を行うことで、ごみの減量及び資源の有効活用と、環境保全に関する区民への普及啓発を進めます。
事業の対象	芝浦港南地区管内の町会、自治会等
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 資源再利用活動に対する報奨金の支給 月別回収量(kg)に応じ、各団体へ年2回支給。 資源再利用に必要な作業用機材の貸出・支給 電動式空き缶プレス機(7団体)の貸出し、消耗品の支給
根拠法令	

事業の成果												
指標	指標1	年間回収量			指標2	リサイクル実践団体			指標3	リサイクル実践世帯		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	2,070,000	2,017,180	97.4%	平成27年度	56	59	105.4%	平成27年度	16,000	16,500	103.1%
	平成28年度	2,070,000	2,050,696	99.1%	平成28年度	58	62	106.9%	平成28年度	16,500	17,884	108.4%
平成29年度	2,070,000	—	—	平成29年度	64	—	—	平成29年度	18,000	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	事業の実施により区民のリサイクル意識が向上しています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	13,619	13,619	0	0	0	0	0	0	13,619	12,443	91%
平成28年度	13,717	13,717	0	0	0	0	0	0	13,717	12,542	91%
平成29年度	14,717	14,717	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	貸出を行っている空き缶プレス機について点検を実施し、故障・破損による新規購入経費の圧縮に努めています。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	開発に伴い人口増加に伴いリサイクルの需要が増えると思われます。また、実践登録団体も増加傾向にあります。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	他区においても同様の事業を実施しています。
区関与の必要性(実施する必要性)	地域の生活環境と直接関係する事業であり、区が実施する必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	区民のリサイクルに対する意識を一層向上させるため、参加団体の増加へ向け、事業の周知を行っていく必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	参加団体の増加へ向け、PRを行っていく必要があります。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	区民のリサイクルの関心は高く、ごみの減量と資源の活用による環境負荷の低減を図るためにも、今後も引き続き継続していく必要があります。
② 効果性	4	各指標における達成率は高く、効率的に実施されています。
③ 効率性	4	回収実績に応じた報奨金の支払いや機材の貸出等、効率的に実施されています

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)	環境保全・循環社会を推進し、区民のごみ減量・リサイクルへの関心に応えるため、引き続き事業を実施するとともに、参加団体増加へ向けて普及啓発を進めていく必要があります
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

No 110

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象		
事務事業名	芝浦港南地区保護樹木・樹林助成	開始年度 昭和 49 年度
所 属	芝浦港南地区総合支所協働推進課まちづくり推進担当	
所 管 課 長	芝浦港南地区総合支所まちづくり担当課長	
基 本 政 策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる	
政 策 名	(7) 緑や水辺を保全・創造し、人や生物にやさしい都心環境をつくる	
施 策 名	④ みどりの保全と創出	

事業概要	
事業の目的	港区みどりを守る条例の基準により、一定の太さや面積以上の樹木・樹林を保護樹木・樹林として指定し、区内の良好な緑を保全します。 また、樹木診断や維持管理の相談などの支援を行い、保護樹木・樹林制度の充実を図ることを目的とします。
事業の対象	区民、区内事業者（土地所有者又は管理者）
事業の概要	区内にある大きな樹木・樹林を守り、健やかに育てていただくために、区民等が所有する樹木・樹林で所有者又は管理者から申請があった場合に、申請に基づき調査を行い、区の基準に該当するものを保護樹木・保護樹林として指定し、維持管理にかかる経費の一部を助成します。
根拠法令	港区みどりを守る条例（昭和49年6月28日施行） 港区みどりを守る条例施行規則（昭和49年6月28日施行）

事業の成果												
指 標	指標1	指定保護樹木・樹木件数			指標2	補助金申請件数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成27年度	1	1	100.0%	平成27年度	1	1	100.0%	平成27年度			
	平成28年度	1	1	100.0%	平成28年度	1	1	100.0%	平成28年度			
	平成29年度	1	—	—	平成29年度	1	—	—	平成29年度		—	—
成果の概要 (指標の説明等)	保護樹木等所有者・管理者への支援を行うことにより、様々な生き物の生育環境を維持することにつながり、地球温暖化の防止や雨水の地下浸透などが行われ下水道への負担を減らすなど、様々な効果が現れます。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	92	92	0	0	0	0	0	0	92	24	26%
平成28年度	92	92	0	0	0	0	0	0	92	24	26%
平成29年度	92	92	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	平成26年度以降、新たななか所での申請はありませんが、新たな申請があった時のために予算は確保しておく必要があります。また、補助金率や補助金をうける要件は港区全体で統一されており、コスト削減の工夫・余地はありません。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	平成26年度以降、新たななか所での申請はありません。現在において需要の見込みはありませんが、新たな申請があった時のために予算は確保しておく必要があります。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	他自治体でも同様の助成制度は行われており、港区でも他管内の保護樹木・樹林助成事業のニーズはあり、毎年新たななか所での申請を受け付けています。
区関与の必要性（実施する必要性）	現在、他管内では明確な区民ニーズがあります。今後も区民ニーズや要望は見込まれます。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	保護樹木・樹木の剪定、落ち葉の清掃、病虫害への対応など、維持管理経費の負担が課題となっており、所有者の負担軽減策が必要です。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	本事業の支援部の所管である環境課とも協力して、PRを図っていきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	現在、他管内では明確な区民ニーズがあります。今後も区民ニーズや要望は見込まれます。
② 効果性	4	事業の実施手段は妥当かつ効果的です。事業は施策の達成に寄与しています。
③ 効率性	4	事業は先見性を持って計画的に実施されています。事業は特定の対象者に偏っていません。投入された経費に見合った効果が現れています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
------	--

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	芝浦港南地域では平成26年度以降新たななか所での申請はありませんが、申請があった時のために一定程度の予算を確保しておく必要があります。
-------------------------	---

※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載
 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載
 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載

No 111

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	芝浦港南地区緑化普及啓発	開始年度	昭和 54 年度
所属	芝浦港南地区総合支所協働推進課まちづくり推進担当		
所管課長	芝浦港南地区総合支所まちづくり担当課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(7) 緑や水辺を保全・創造し、人や生物にやさしい都心環境をつくる		
施策名	④ みどりの保全と創出		

事業概要	
事業の目的	緑化の重要性や緑を大切にすることを意識を醸成させ、区民一人ひとりが緑に対し広く理解と認識を高めることを目的としています。
事業の対象	《植木市・園芸講座》区民 《敬老鉢植え・誕生鉢植えの配布》 対象年齢の区民のうち希望者 《グリーンバンク》 区民
事業の概要	《植木市 (芝地区・麻布地区で開催)》 苗木・草花・肥料等販売、緑の相談所及び青空園芸教室を実施しています。 《園芸講座》 緑に関する知識習得の機会として、5支所で個別に開催しています。当日は、園芸の専門家を講師に招き、園芸や緑化に関する相談も行える講座としています。 《敬老・誕生鉢植えの配布》 75歳を迎えられた方及び誕生した子供の保護者の希望者に対し、鉢植えを個別配送することにより緑に親しむ機会を設け、緑化普及啓発を図ります。 《グリーンバンク》 区民が大切に育ててきた樹木を活用できるように引取り、一時的に区の苗圃(びょうほ)に移植します。また、希望者には引取った樹木をあっせんします。
根拠法令	港区みどりを守る条例(昭和49年6月28日施行) 港区みどりを守る条例施行規則(昭和49年6月28日施行)

事業の成果												
指標	指標1	園芸講座参加者人数			指標2	敬老鉢植え配布数			指標3	誕生鉢植え配布数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	30	12	40.0%	平成27年度	150	109	72.7%	平成27年度	260	237	91.2%
	平成28年度	30	15	50.0%	平成28年度	115	140	121.7%	平成28年度	250	261	104.4%
平成29年度	30	—	—	平成29年度	150	—	—	平成29年度	270	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	<p>区民への緑化促進・普及啓発として、5支所が連携して共通の取組を実施しています。また、緑への関心・きっかけづくりとして好評を得ている一方で、敬老・誕生鉢植えは、特定世代への配布のため、幅広い世代への緑化普及啓発効果が得られにくいという側面があります。</p> <p>(参考) 港区の緑被率は21.78% (第9次みどりの実態調査(平成28年度)による)。事業当初に比べて6.6%増加しています。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	1,257	1,210	0	0	0	47	0	0	1,257	1,033	82%
平成28年度	1,175	1,143	0	0	0	32	108	0	1,283	1,254	98%
平成29年度	1,329	1,267	0	0	0	62	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	事業内容については、平成21年度から各事業とも経費の見直しを行うなど、事業内容の見直しを実施してきました。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	行政が実施していることから安心感があるため、区の緑化普及啓発事業へのニーズは根強くあります。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	・園芸講座類似事業 21区実施 ・敬老/誕生鉢植え 誕生鉢植えのみ練馬区で実施。（区施設で配布） ・植木市 12区実施（展示会などを含む） *「都・区市町村自然環境行政概要」による（東京都環境局）
区関与の必要性（実施する必要性）	行政が実施していることによる安心感、そして区事業に対する共感により参加している人が多く、この事業により緑化に関心と機会を得る人が多いため、公益性が十分にあります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続 緑化普及啓発の効果を高められるよう、事業の見直しを行ってください。
事業の課題	・園芸講座や植木市などは好評であり、緑に接する機会として普及啓発に一定の効果をあげていますが、園芸講座は講座内容が初心者向けに偏っており、知識取得の場として対象を広く改善する余地があります。 ・敬老鉢植えや誕生鉢植えの配布は記念品としての意味が強く、さらに特定世代のみへの配布であり、効果が得られにくいという側面があります。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	時代の変化に対応するため、支給ではなく参加型の事業の充実や目にふれる緑の増加に向けて事業内容を見直す必要があり、緑化普及啓発事業の再構築を検討いたします。具体的には、特定世代への鉢植えの配布を止め、多くの世代の方が、自主的に緑を増やし緑に対する意識が高まるよう、既存事業の質を高め、見直しを進めていきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	3	緑化普及啓発は区の責務であり、今後も区民ニーズや要望は見込まれるため、事業の継続は必要です。
② 効果性	3	実施内容の検討など5支所の連携・協力によりおおむね目標を達成しています。一方で、敬老・誕生鉢植えの配布は、特定世代への配布であるため、幅広い世代への効果が得られにくい側面があります。
③ 効率性	3	幅広い層の区民に対し、網羅的に緑化普及啓発の意識を醸成できるような仕組みづくりが必要です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充	○ 継続	● 改善	○ 廃止	○ 統合
・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。					

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針） ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	【改善の概要】 ・敬老・誕生鉢植えの配布を廃止します。 ・支給ではなく参加型の事業の充実や目にふれる緑の増加に向けて事業内容を見直し、緑化普及啓発事業の再構築を検討します。 植木市は、緑に接する中で緑への関心を高めるきっかけづくりとして、毎年600名を越す方々が来園しており需要があります。また、園芸講座は、緑に興味を持つ方はもとより、これまで受講され、さらに知識取得のため度々参加されてる方もいるなど、一定の需要があり、緑化普及の有効な手段となっていることから継続します。 一方、誕生鉢植えや敬老鉢植えの配布数は、人口増加により配布を希望する方が増えているものの、特定世代のみの配布であるとともに記念的要素が強く、幅広い緑化普及啓発効果が得られにくいいため、廃止とします。 今後は、植木市や園芸講座をより一層の多世代への関心を高める内容にするとともに、初心者だけでなく経験者の緑化知識取得の場としても利用できるよう充実させ、区民一人ひとりが緑化への意識を醸成しながら、地域における緑化への取組に繋がりを、誰もが緑化に親しめるよう事業の転換を図っていきます。
---	---

No 112

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	芝浦港南地区みなとタバコルール推進	開始年度	平成 9 年度
所属	芝浦港南地区総合支所協働推進課協働推進係		
所管課長	芝浦港南地区総合支所協働推進課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(9) 環境に対する意識を高め行動する		
施策名	① 多様な主体と連携した環境保全・美化活動の推進		

事業概要	
事業の目的	条例に規定する「みなとタバコルール」に基づき、公共の場所での喫煙による迷惑の防止の取組を推進するとともに、喫煙者のマナーやモラルが定着するように周知・啓発を行い、ルールの徹底を図ります。
事業の対象	在住・在勤、芝浦港南地区の事業所
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ●タバコの啓発運動 <ul style="list-style-type: none"> ①芝浦港南地区管内での年6回のキャンペーンを実施、②港区タバコルール斉キャンペーン実施 ●啓発員による啓発業務 <ul style="list-style-type: none"> 「みなとタバコルール」巡回啓発等業務委託を実施 みなとタバコルール重点指導業務委託を実施 ●指定喫煙場所の清掃 <ul style="list-style-type: none"> 喫煙場所清掃委託業務を委託 ●港区屋内喫煙所設置費等助成制度 <ul style="list-style-type: none"> 事業所に周知し助成制度を推進させます。
根拠法令	港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例

事業の成果												
指標	指標1	苦情相談件数			指標2	指定喫煙場所設置数(総数)			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
		平成27年度	50	61	122.0%	平成27年度	4	8	200.0%	平成27年度		
	平成28年度	60	80	133.3%	平成28年度	9	13	144.4%	平成28年度			
	平成29年度	80	—	—	平成29年度	14	—	—	平成29年度		—	—
成果の概要 (指標の説明等)	<p>新たな指定喫煙場所を5か所設置（芝浦中央公園A面指定喫煙場所、三菱重工ビル2階指定喫煙場所（ファミリーマート品川グランパサージュ店内）、オアーゼ芝浦MJビル1F敷地内指定喫煙場所、オアーゼ芝浦MJビル免震階 屋外テラス指定喫煙場所、こうなん星の公園指定喫煙場所）</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	28,301	28,301	0	0	0	0	0	0	28,301	25,473	90%
平成28年度	38,116	38,116	0	0	0	0	-448	0	37,668	37,272	99%
平成29年度	42,618	42,618	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	新たな指定喫煙場所を設置するための場所選定が難しいが、芝浦港南地区の特性の一つでもある、運河沿いの緑地については、区が上部管理をしているため、周辺環境との調整によっては、喫煙場所の新設が可能です。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	路上喫煙の禁止や受動喫煙の防止を徹底するため、指定喫煙場所の増設や整備が望まれています。また、喫煙マナーを定めるみなとタバコルールの普及啓発の徹底などが望まれています。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	各区によって異なります。なお、新宿区など駅前に屋内喫煙所を設け、受動喫煙の防止を図っている自治体もあります。
区関与の必要性（実施する必要性）	区が条例で規定する「みなとタバコルール」の普及啓発を図り、公共の場所での喫煙による迷惑の防止の取組を効果的に推進するためには、区が主体的かつ積極的に取り組む必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	港区指定喫煙場所の新設を検討していますが、適当な場所の確保が困難です。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	公共の場所での喫煙による迷惑の防止の取組を効果的に推進するため、JTや民間施設と調整を図りながら、新たな場所の確保に努め、区が主体的かつ積極的に指定喫煙場所を増設していくとともに、効果的な普及啓発方法を検討します。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	「みなとタバコルール」の普及啓発等の取組により、一定程度の効果をあげていますが、条例趣旨が区民へ周知されてきたこと等を背景として、苦情件数は増加傾向にあるなど、継続した取組が必要です。
② 効果性	4	キャンペーンをはじめとした啓発活動を実施したことにより「みなとタバコルール」が認識され、区民の意識の向上に効果をあげています。
③ 効率性	4	啓発活動の手段等を検討しながら、さらなる効率的な取組を継続していく必要があります。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
------	--

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針） ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	「みなとタバコルール」の目標に向けて、環境美化、受動喫煙対策を推進する活動を継続していきます。
---	---

No 113

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	芝浦港南地区環境美化啓発	開始年度	平成 10 年度
所 属	芝浦港南地区総合支所協働推進課協働推進係		
所 管 課 長	芝浦港南地区総合支所協働推進課長		
基 本 政 策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政 策 名	(9) 環境に対する意識を高め行動する		
施 策 名	① 多様な主体と連携した環境保全・美化活動の推進		

事業概要	
事業の目的	町会・自治会・商店会・事業者等と区が協働して、地域に根ざした清掃等の様々な美化活動を行うことで、地域の環境美化の促進をはかるとともに、来街者等への環境美化に関する啓発活動を推進します。
事業の対象	芝浦港南地区管内の在住、在勤、在学者
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃用具の貸出（個人、団体、企業等が行う清掃活動に必要な用具の貸出） ・環境美化にかかる啓発用プレート等の設置（老朽化した啓発プレート等の取替え、啓発を強化する場所等への新規設置） ・環境美化推進員の委嘱
根拠法令	港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例、同施行規則 港区環境美化推進員運営要綱

事業の成果												
指 標	指標1	環境美化推進員登録団体数			指標2	環境美化推進員登録人数			指標3	清掃用具貸出回数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	13	12	92.3%	平成27年度	170	205	120.6%	平成27年度	43	23	53.5%
	平成28年度	13	10	76.9%	平成28年度	200	108	54.0%	平成28年度	43	30	69.8%
	平成29年度	11	—	—	平成29年度	110	—	—	平成29年度	43	—	—
成果の概要 (指標の説明等)	環境美化推進員の登録団体数や人数は減少傾向にありますが、環境美化推進委員となっていない団体からの清掃活動も増えているなど、清掃用具貸出回数は年々増加傾向にあり、地域の環境美化や、区民等の意識向上に貢献しています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	216	216	0	0	0	0	0	0	216	210	97%
平成28年度	216	216	0	0	0	0	0	0	216	215	100%
平成29年度	210	210	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	平成23年度まで環境美化推進員について個別に加入していた保険について、港区地域活動補償制度での対応が可能となったため、平成24年度からは個別保険の加入はせず、平成25年度の予算から保険料を削減しました。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	環境美化推進員への登録人数は減少傾向にありますが、登録していない団体からの清掃用具貸出件数が増加傾向にあるなど、区民ニーズは高い状況です。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	他自治体でも同様な環境美化活動が行われています。
区関与の必要性（実施する必要性）	地域の環境美化に対する区民ニーズは高く、今後も継続して区が支援を実施し、さらなる環境美化の取組を推進する必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続 -
事業の課題	環境美化推進への登録については、従来、地域の町会や自治会での登録が主でしたが、近年は事業所の登録が増加しています。地域の環境美化活動の一層の活性化へ向け、区民・事業者に対する事業の周知に努めていく必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	さらなる環境美化の取組を推進するため、区民・事業者に対する事業の周知に努めます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	地域の環境美化に対する区民ニーズは高く、今後も継続して実施する必要があります。
② 効果性	4	地域が一体となって清掃等の活動を行っており、事業は効果的に実施されています。
③ 効率性	4	経費負担は妥当かつ効率的な範囲だと考えられます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。	
所管課による評価の理由（事業に対する取組方針） ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	評価指標に対する達成率、地域の環境美化への区民ニーズともに高いことから、引き続き事業を実施することが妥当と考えられます。

No 114

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	芝浦港南地区環境改善	開始年度	平成 13 年度
所属	芝浦港南地区総合支所協働推進課協働推進係		
所管課長	芝浦港南地区総合支所協働推進課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(9) 環境に対する意識を高め行動する		
施策名	① 多様な主体と連携した環境保全・美化活動の推進		

事業概要	
事業の目的	増えすぎたカラスによる被害から、区民の安全を守り、区民が快適に生活することができる環境を整えることを目的とします。
事業の対象	芝浦港南地区管内の民地、私道で緊急対応が必要な区民等
事業の概要	芝浦港南地区管内のカラス巢等撤去業務 (区で対応しない芝浦港南地区管内の民地、私道で緊急対応が必要な場合の緊急対応) ①カラスの巢の撤去 ②落下したカラスのヒナの回収処分 ③落下したカラスの成鳥の回収処分
根拠法令	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則

事業の成果												
指標	指標1	カラスの被害苦情件数			指標2	カラスの巢撤去件数			指標3	カラス(雛)回収件数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	12	16	133.3%	平成27年度	4	0	0.0%	平成27年度	4	0	0.0%
平成28年度	12	14	116.7%	平成28年度	4	0	0.0%	平成28年度	4	0	0.0%	
平成29年度	12	—	—	平成29年度	4	—	—	平成29年度	4	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	通報を受けてすぐに対応しているため、カラスによる人的被害の減少に寄与しています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	65	65	0	0	0	0	0	0	65	0	0%
平成28年度	65	65	0	0	0	0	0	0	65	0	0%
平成29年度	65	65	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	管内の実態に見合った予算要求を行っています。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	カラスの人的被害防止に対する区民ニーズが一定程度あります。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	他区においても同様の事業を実施しています。
区関与の必要性(実施する必要性)	カラス等有害鳥獣については東京都や各区での対応のほか、造園業者も巣の撤去、ヒナの捕獲を行っている場合があります、それぞれの分担で業務を行っています。本事業で区が対応している部分については実施すべきであると考えます。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	カラスの苦情対応については、戸建住宅が少ない管内の特性から委託による撤去回収等は多くありませんが、民地における巣の撤去依頼等敷地管理者の協力が求められます。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	地区の特性から委託による撤去は多くありませんが、積極的に敷地管理者への協力をあおることで、区内の安全を確保していきます。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	戸建住宅が少ないという管内の特性はあるもののカラス対策は都市部共通の課題であり、事業を継続していく必要があります。
② 効果性	4	敷地管理者への要請等の対応により、苦情件数は減少しています。
③ 効率性	4	管内の事態に見合った予算の見直しを行っており、事業の実施手段は効率的と考えられます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
------	--

・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由(事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	芝浦港南地区においては、戸建住宅が少ないことから委託による撤去・回収の実績は少なくはなっていますが、カラス対策が区民生活に与える影響は大きく、区民の安全・安心の確保のため引き続き事業を実施する必要があります。
---	--

No 115

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	芝浦港南地区生活安全・環境美化活動推進事業	開始年度	平成 16 年度
所属	芝浦港南地区総合支所協働推進課協働推進係		
所管課長	芝浦港南地区総合支所協働推進課長		
基本政策	3 地域の課題を自ら解決できるコミュニティをつくる		
政策名	(10) まちづくりを進めるコミュニティを形成する		
施策名	① コミュニティに配慮したまちづくり		

事業概要	
事業の目的	区民、在勤者、在学者、町会・自治会等地域の団体、企業、関係機関等との連携により、地域の防犯・交通安全・環境美化推進等の取組を支援し、安全で安心して気持ちよく暮らすことができるまちづくりを目指します。
事業の対象	芝浦港南地区総合支所管内の区民、在勤者、在学者、町会・自治会等地域の団体、企業、関係機関等
事業の概要	生活安全活動や環境美化活動の推進、生活の安全確保及び犯罪の防止を目的として、町会・自治会、商店会、本事業の目的に賛同する企業、団体、個人が結成している生活安全・環境美化協議会の活動を支援します。また、地域の実情に応じた生活安全・環境美化に関する各種キャンペーンの共催等による支援を行っています。
根拠法令	安全で安心できる港区にする条例、同施行規則 港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例、同施行規則

事業の成果												
指標	指標1	活動回数（パトロール含む）			指標2	協議会等が実施する活動参加延人数			指標3	協議会等開催回数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	6	6	100.0%	平成27年度	500	531	106.2%	平成27年度	3	3	100.0%
	平成28年度	6	6	100.0%	平成28年度	500	758	151.6%	平成28年度	3	3	100.0%
平成29年度	6	—	—	平成29年度	500	—	—	平成29年度	3	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	継続した活動支援により、地域の生活安全・環境美化意識の向上に役立っています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	1,165	1,165	0	0	0	0	0	0	1,165	1,084	93%
平成28年度	841	841	0	0	0	0	0	0	841	840	100%
平成29年度	842	842	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	キャンペーンを実施する際には、町会・自治会や事業者、これまで参加いただいた個人・団体にキャンペーンの案内と共に出欠確認票を送付し、事前に参加者数を把握するなど、必要物品を適正な数購入できるよう努めています。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	地域の生活安全・環境美化意識の向上に対する区民ニーズは高いと考えられます。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	他自治体でも同様の協議会が設置されています。ただし、協議会の形態については、生活安全と環境美化が独立している等の違いがあります。
区関与の必要性(実施する必要性)	区が支援することで、警察・消防等の関係機関と地域との連携が円滑に進むため、実施形態は妥当であると考えられます。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	活動参加者を一層増やすため、町会・自治会や企業等への広報・周知を継続する必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	広報の手法の検討が必要です。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	町会・自治会と企業・関係機関等の連携による、地域主体の環境美化・生活安全対策を進めるため、引き続き事業を継続する必要があります。
② 効果性	4	関係機関や地域住民等が協力して防犯活動を行うことにより、安全で安心して気持ちよく暮らすことのできるまちづくりに効果を発揮しています。
③ 効率性	4	参加団体の多様化、新規参加団体の開拓を進め、より効率的に実施していくことが課題となっています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
------	--

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)	<p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載</p> <p>※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載</p> <p>※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p> <p>昨年度、総合支所管内の企業に活動内容を周知し各キャンペーンへの参加・協力を呼びかけた結果、企業の参加者が増えました。今後も事業の周知を進めることで、地域主体の活動をさらに定着・継続させていきます。</p>
-------------------------	---

No 116

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象		
事務事業名	芝浦港南地区町会等活動支援	開始年度 昭和 52 年度
所属	芝浦港南地区総合支所協働推進課協働推進係	
所管課長	芝浦港南地区総合支所協働推進課長	
基本政策	3 地域の課題を自ら解決できるコミュニティをつくる	
政策名	(13) コミュニティの形成を進める人材や組織の育成を支援する	
施策名	① コミュニティ活動に取り組む多様な主体の支援	

事業概要	
事業の目的	町会・自治会活動経費、町会・自治会所有の掲示板設置等に伴う経費、町会・自治会会館の建設等に要する経費、地縁による団体として認可されるために要する経費に対して一部補助金を交付し、町会・自治会が自主活動を円滑に行うことができるよう支援することを目的とします。
事業の対象	芝浦港南地区内町会・自治会等（42団体（休会団体なし））
事業の概要	<p>【町会等活動支援】 町会等の設立、運営等の支援、町会・自治会連合会の運営への協力、町会・自治会加入促進パンフレットの作成・配布、町会・自治会の会長、副会長及び役員に対する感謝状贈呈、その他表彰推薦、地域活動補償制度に係る経費により町会等の支援をします。</p> <p>【町会等補助金】 町会等と連絡をとり、町会相互及び区と町会のコミュニケーションを図り、活動を支援するとともに、町会等の活動費等に補助金を交付します。</p> <p>【町会等組織活性化補助】 町会・自治会が、町会会館の建設・修繕等経費や地縁団体としての認可を受けるための経費、町会掲示板設置経費など、長期的に安定して自治組織として運営できるよう経費の一部を補助します。</p>
根拠法令	町会又は自治会の役員の職にあった者に対する感謝状贈呈基準、港区地域活動補償制度取扱要綱、港区町会等補助金交付要綱、港区町会・自治会等掲示板設置等補助金交付要綱、港区認可地縁団体補助金交付要綱、港区町会・自治会会館建設等補助金交付要綱

事業の成果												
指標	指標1	町会・自治会会員数 (単位：世帯)			指標2	団体活動費補助金交付額 (単位：千円)			指標3	防犯灯等維持費補助金 交付額(単位：千円)		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	13,800	13,187	95.6%	平成27年度	8,792	8,481	96.5%	平成27年度	389	420	108.0%
	平成28年度	13,800	17,035	123.4%	平成28年度	9,896	9,911	100.2%	平成28年度	420	420	100.0%
平成29年度	17,100	—	—	平成29年度	10,082	—	—	平成29年度	420	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	<p>掲示板設置補助金交付額111千円（設置4台）（補修0台） 町会等による自主的なコミュニティ活動の推進に寄与しています。 平成27年度から補助金交付基準の見直しをしたことから、大規模集合住宅の自治会で会員数が4分の3に満たない場合でも減額により補助金が支給されるようになり、新たに交付対象の自治会が1団体増えました。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	11,162	11,162	0	0	0	0	0	0	11,162	10,144	91%
平成28年度	11,719	11,719	0	0	0	0	66	0	11,785	11,512	98%
平成29年度	11,856	11,856	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項	平成28年度まで分かれていた「芝浦港南地区町会等活動支援」「芝浦港南地区町会等補助金」「芝浦港南地区町会等組織活性化補助」の3事業を統合し、「芝浦港南地区町会等活動支援」に一本化しました。平成28年度の流充用は、上記のうち2事業で予算が不足したためです。										

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	町会に係る補助金については、区の補助金のほか、東京都の補助金制度なども紹介しています。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	人口増に伴い、コミュニティ形成に資する地域活動の活性化へのニーズは高まっています。 町会等補助金については、町会・自治会単位ではなく、連合組織としての活動に対しても助成ニーズがあります。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	各区でそれぞれ町会に対する支援を実施しています。（加入促進リーフレットの作成、行事への物的・人的支援、地域活動補償制度、町連への支援等） 平成25年度に22区を対象として実施した調査では、17区が町会等への助成制度を実施していました。ただし、補助対象や金額、対象経費の考え方は各区で異なります。
区関与の必要性（実施する必要性）	他の自治体でも同様の事業を実施しています。地域コミュニティの形成を促し、町会等の自主的かつ積極的な活動を推進するためには、区が関与する必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	町会・自治会役員の減少・高齢化が進んでいます。団体活動を活性化させるために担い手確保の支援が必要です。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	平成29年度から、町会に係る複数の小事業（「町会等活動支援」「町会等補助金」「町会等組織活性化補助」）を一本化したことで、事務の効率化及びコスト削減が期待されます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	大規模集合住宅が増加し、新たに自治会を設立する動きもあり、新旧住民の相互理解・協力による新たな地域コミュニティ形成を促進するためにも、事業の継続が必要です。
② 効果性	4	事業の実施手段は妥当かつ効果的です。
③ 効率性	4	事業は計画的に実施されており、経費負担は妥当かつ効果的です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充	● 継続	○ 改善	○ 廃止	○ 統合
・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。					

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	コミュニティを取り巻く環境が大きく変化する中で、地域の課題解決と地域社会の発展のためには、町会等が自ら環境の変化に対応できるよう運営面での支援が必要です。

評価対象			
事務事業名	芝浦港南地区地域情報の発信	開始年度	平成 18 年度
所属	芝浦港南地区総合支所協働推進課地区政策担当		
所管課長	芝浦港南地区総合支所協働推進課長		
基本政策	3 地域の課題を自ら解決するコミュニティをつくる		
政策名	(14) 地域情報を共有化する		
施策名	① 地域活動に関する情報基盤の整備		

事業概要	
事業の目的	<p>地域のイベントや地域で活動する団体や個人の活動の情報など、地区の様々な情報を収集し、地域を知りコミュニケーションを深めるための地区情報誌を区民編集委員と共に制作し発行します。</p> <p>また、平成25年度に設置した品川駅港南口電光掲示板ふれあい広場電光掲示板を運用し、防災や地域イベント等の情報を随時発信することで、区民・在勤者・在学者・来街者へ効率的・効果的に情報を周知します。</p>
事業の対象	芝浦港南地区在住・在学・在勤者及び来街者
事業の概要	<p>・地区情報誌の発行 公募により参加した区民編集委員が、地域の話題、地域で活動している人々について、取材及び原稿作成を行っています。作成原稿と芝浦港南地区総合支所からのお知らせをA4判冊子型12ページ立てにまとめ、年間4回発行しています。配布方法については、シルバー人材センターによる地区内戸別配付、駅、区有施設等への設置を実施しています。また、区ホームページにデータ化した地区情報誌を掲載し、情報の発信を行っています。</p> <p>・品川駅港南口ふれあい広場電光掲示板における情報の発信 平常時には、防災、防犯、交通安全、環境美化に関する地域情報や区からのお知らせを掲出します。また、電光掲示板に受信装置を併設することで、災害時等に消防庁が発信する全国瞬時警報システム（J-ALERT）を受信し、自動発信します。さらに、災害時等には区（災対地区本部）から、災害発生状況や交通機関、一時滞在施設に関する情報を表示し、駅周辺に大量に発生することが予想される帰宅困難者等へ迅速に提供します。</p>
根拠法令	

事業の成果												
指標	指標1	地区情報誌の発行回数			指標2	地区情報誌の発行部数（各号）			指標3	地区情報誌の配付箇所数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	4	4	100.0%	平成27年度	29,300	29,300	100.0%	平成27年度	95	101	106.3%
	平成28年度	4	4	100.0%	平成28年度	30,500	30,500	100.0%	平成28年度	101	101	100.0%
平成29年度	4	—	—	平成29年度	30,800	—	—	平成29年度	101	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	<p>地区情報誌「べいあつぷ」は、平成28年度までに計43回発行し、区民等の認知度も高まっています。水辺、子ども・子育てに関する情報等の地域特性を踏まえた特集ページを設ける等、区民編集委員と協働して誌面作りに取り組んでいます。芝浦港南地区に移住したばかりの区民が地区情報誌「べいあつぷ」を見て区民編集委員に加わったこともあり、地域コミュニティの形成につながっています。</p> <p>また、品川駅港南口ふれあい広場電光掲示板について、平常時における地域情報の発信だけでなく、地震や台風等の災害時にはJ-ALERTを自動受信・自動発信し、区民・在勤者・在学者・来街者へ効率的・効果的に情報を周知しています。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	5,538	5,538	0	0	0	0	0	0	5,538	4,794	87%
平成28年度	5,777	5,777	0	0	0	0	0	0	5,777	4,857	84%
平成29年度	5,516	5,516	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	年4回の地区情報誌の発行において、印刷を一括して競争入札により契約するとともに、戸別配付を単価契約でシルバー人材センターに委託し、実績分のみを支払うことでコスト削減を図っています。また、冊数の余剰を多く発生させないためにも発行部数も前年の実績に基づき修正しています。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	芝浦港南地区の人口と世帯数の増加に伴い、需要は拡大していく傾向にあり、ホームページの充実とともに、地域情報を知る機会として区民ニーズがあります。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	地区情報誌の発行において、区内では5地区で同事業を実施しています。他区においては全区的な広報紙を発行していますが、地区ごとの情報誌発行事例はありません。
区関与の必要性（実施する必要性）	公共性・公平性等の視点を考慮しつつ地域情報を適切に発信していく必要があるため、民間等ではなく区が主体となる必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	発行時期が限られているため、イベントの開催報告など事後報告の記事がやや多くなっています。今後は、地域イベントの告知など周知に一層力を入れていく必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	他総合支所の事業を参考にするなどして掲載紙面が固定化しないようにしていきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	地区情報誌「べいあっぷ」は芝浦港南地区の人々にあまねく行き渡る戸別配付方式であるため、地域情報を定期的に伝える手段として、継続実施する必要があります。
② 効果性	4	芝浦港南地区在住・在勤・在学者及び来街者に対し地域情報を的確に伝えるために有効なツールの一つです。
③ 効率性	4	紙媒体を読まない人々に対しても、区ホームページから地区情報誌のPDFデータを閲覧できるように工夫して事業を実施しています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充	● 継続	○ 改善	○ 廃止	○ 統合
・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。					
所管課による評価の理由（事業に対する取組方針） ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	地区情報誌「べいあっぷ」の発行は、地域への関心や愛着を深め、コミュニケーションの活性化を図ることを目的とした区民参画事業として、必要性が高い事業です。 事業を開始した平成18年度以降、継続して発行しており、区民編集委員に新たなメンバーも加わり、芝浦港南地区に根付いた地区情報誌となっていることから、今後も更なる誌面の充実、効果的な情報発信を図り、継続して実施していく必要があります。				

No 118

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象		
事務事業名	芝浦港南地区地区組織活動助成	開始年度 平成 17 年度
所属	芝浦港南地区総合支所協働推進課協働推進係	
所管課長	芝浦港南地区総合支所協働推進課長	
基本政策	5 明日の港区を支える子どもたちを育む	
政策名	(20) 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する	
施策名	① 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進	

事業概要	
事業の目的	母の会は母親の立場から、青少年の保護育成、明るい家庭環境・社会環境づくりのために、広報啓発、該当補導、環境浄化活動などを行っています。その母の会の活動について、事業の実施に伴う経費を助成することにより、母の会の育成を図ります。
事業の対象	芝浦港南地区管内の母の会（三田母の会）
事業の概要	<p>母の会が青少年の健全育成に資する活動を実施するための経費等を助成します。</p> <p>【助成対象経費】 研修会講師謝礼、青少年育成事業に係る消耗品</p> <p>【助成限度額】 予算の範囲内</p> <p>【事務手続き】 母の会からの申請に基づき、物品の購入等を行います。</p> <p>平成28年度は少年柔剣道大会の際に飲料を提供しています。その分の経費を他の事業に利用し、母の会の事業の充実を図ることができました。</p>
根拠法令	母の会に対する助成要綱

事業の成果												
指標	指標1	助成団体			指標2	実施事業数			指標3	実施事業における青少年参加者数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	1	1	100.0%	平成27年度	1	2	200.0%	平成27年度	10	50	500.0%
	平成28年度	1	1	100.0%	平成28年度	1	1	100.0%	平成28年度	55	59	107.3%
	平成29年度	1	—	—	平成29年度	1	—	—	平成29年度	55	—	—
成果の概要 (指標の説明等)	平成28年度は、少年柔剣道錬成大会の際に飲料を提供しています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	44	44	0	0	0	0	0	0	44	17	39%
平成28年度	44	44	0	0	0	0	0	0	44	7	16%
平成29年度	31	31	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	母の会の実情に合わせ、コスト削減の余地を検討していきます。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	青少年の健全育成に寄与する活動であり、区民ニーズがあると考えられます。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	母の会に対する助成事業は、他の自治体でも実施されています。(助成方法、補助額等は自治体により異なります。)
区関与の必要性(実施する必要性)	青少年の健全育成、非行防止を目的とした当該活動は公益性があることから、この活動支援を区が実施することは妥当です。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	平成26年度まで芝浦港南地区管内の母の会(三田母の会)は、独自事業の実施がないということで活動支援を行ってきませんでした。平成27年度からは助成制度を積極的に利用していただけるよう働きかけています。今後も助成制度の活用を促し、一層の活動推進を図っていく必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	助成物品の工夫・充実化を図り、効果的な支援方法を検討していきます。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	少年の健全育成を推進するため、今後も事業を継続する必要があります。
② 効果性	4	青少年を犯罪から守るためには、地域ぐるみの対策が必要であるため、地域で積極的に活動している母の会に対し、当該団体の要望を踏まえた支援を実施する本事業は、青少年の健全育成の推進に一定程度寄与していると考えられます。
③ 効率性	4	母の会からの要望を踏まえ、助成物品の充実化を図っていきます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
------	--

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由(事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	芝浦港南地区総合支所管内の母の会は、青少年の健全育成に貢献しており、今後も引き続き活動支援を進めていく必要があります。あわせて支援についても、活動団体の実状にあわせて効果的な方法を検討します。
---	--

No 119

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	芝浦港南地区老人クラブ助成	開始年度	昭和 55 年度
所属	芝浦港南地区総合支所協働推進課協働推進係		
所管課長	芝浦港南地区総合支所協働推進課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	② 心豊かに充実した生活の支援		

事業概要	
事業の目的	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第13条第2項の規定に基づき、港区内の老人クラブの行う活動に対し助成を行うことで、高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、高齢期の生活を豊かなものとするとともに、いきいきとした高齢社会の実現に資することを目的としています。
事業の対象	芝浦港南地区管内の老人クラブ
事業の概要	<p>・老人クラブの活動に要する経費の一部を助成</p> <p>【助成金の基準】 各老人クラブの会員数によって助成金の額を決定します。会員数に応じて、月額 25,500円～38,000円を支給します。</p> <p>【助成対象経費】 老人クラブの活動の内、①社会奉仕活動、②健康を進める活動、③いきがいを高める活動、④その他の社会活動（①交際費、②酒類等の食料費、③その他不相当と認める活動は助成対象外）を対象とします。</p> <p>【助成の流れ】 老人クラブからの申請、活動報告に基づき、助成金を交付します。</p> <p>・各老人クラブ間の交流を目的とした、連絡会（年3回）及びポッチャ練習会（年6～7回）等を開催します。</p>
根拠法令	老人福祉法 港区老人クラブ運営基準、港区老人クラブ活動助成要綱

事業の成果												
指標	指標1	老人クラブ数			指標2	老人クラブ会員数			指標3	老人クラブ活動回数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	12	12	100.0%	平成27年度	561	561	100.0%	平成27年度	3,650	3,617	99.1%
	平成28年度	12	12	100.0%	平成28年度	561	550	98.0%	平成28年度	3,700	3,320	89.7%
平成29年度	13	—	—	平成29年度	550	—	—	平成29年度	3,400	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	老人クラブの活動継続や活性化に寄与しており、高齢者のいきがいくくりや地域における活動促進につながっています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	4,011	4,011	0	0	0	0	0	0	4,011	3,922	98%
平成28年度	3,939	3,939	0	0	0	0	0	0	3,939	3,861	98%
平成29年度	4,272	4,272	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	活動の活性化のため、総合支所主催で管内のクラブ合同のポッチャ競技（※）の練習会（年6～7回）やグラウンドゴルフ練習会、意見交換会（年3回）を開催しています。会場は区施設を利用、準備等も職員で行っており、必要最小限の経費で効率的に実施しています。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	活動に参加する会員が固定しつつあるため、新規会員の加入を促進や、活動拠点となる場所の確保に関するニーズがあります。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	他区においても、運営費の助成を行っていますが、助成金額については各区によって異なります。
区関与の必要性（実施する必要性）	高齢者の生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、生活を豊かなものとするとともに、いきいきとした高齢社会の実現させるため区の助成金支援が必要です。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	老人クラブ内で役員の引き受け手が少なく、後継者も不足しており、活動を活発にするために、常に新規会員の老人クラブへの加入を促進して行く必要性があります。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	競技会等のイベント開催、各クラブの活動内容をアピールできる機会を設けるなど積極的な広報活動の改善が必要です。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	高齢社会の中、高齢者がより健康でいきがいを持って生活し、継続的な社会参加を促すため、事業を継続する必要があります。
② 効果性	4	事業の執行実績・利用実績は妥当と考えられます。
③ 効率性	4	各老人クラブとも助成金を活用しており、効果的に実施されています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
------	--------------------------------------

・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。
 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。
 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	高齢社会の中、高齢者がより健康でいきがいを持って生活し、継続的な社会参加を促すため、事業を継続する必要があります。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 120

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	芝浦港南地区動物相談・指導	開始年度	平成 15 年度
所 属	芝浦港南地区総合支所協働推進課協働推進係		
所 管 課 長	芝浦港南地区総合支所協働推進課長		
基 本 政 策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政 策 名	(25) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう努める		
施 策 名	⑧ 快適で安心できる生活環境の確保		

事業概要	
事業の目的	飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用の一部を助成することで、飼い主のいない猫によるトラブルを減少させ、地域の良好な生活環境づくりを推進します。
事業の対象	芝浦港南地区管内に居住・勤務している、飼い主のいない猫保護管理者
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用の一部を助成 不妊手術8,000円/匹 去勢手術5,000円/匹 ・ 地域での苦情相談への対応
根拠法令	動物の愛護及び管理に関する法律、東京都動物の愛護及び管理に関する条例 港区猫の去勢・不妊手術補助金交付要綱

事業の成果												
指 標	指標1	不妊・去勢手術の助成件数			指標2	苦情相談件数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	55	65	118.2%	平成27年度	30	23	76.7%	平成27年度			
	平成28年度	55	40	72.7%	平成28年度	30	13	43.3%	平成28年度			
平成29年度	55	—	—	平成29年度	30	—	—	平成29年度		—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	地域の安全・安心の確保に役立っています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	376	376	0	0	0	0	109	0	485	414	85%
平成28年度	376	376	0	0	0	0	0	0	376	269	72%
平成29年度	376	376	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	区内の動物病院は他区より手術費用が高額なことが多いため、区外の病院での手術も対象とすることでコスト削減に努めています。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	飼い主のいない猫への対策に関する区民ニーズがあると考えられます。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	他区においても同様の事業を実施しています。
区関与の必要性(実施する必要性)	地域の生活環境と直接関係する事業であり、区が実施する必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	本事業の効果を確実にするためには、あわせて捨て猫対策(主に啓発)を実施していくことが必要です。 飼い主のいない猫に対し、保護管理者がいない地域において、猫の不妊手術や地域猫の減少を図るための効果的な方策が検討課題となっています。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	動物関係の苦情相談を減少させ、動物愛護の理念を普及させていくためには、地道な啓発活動及び不妊去勢手術が必要であり、本事業はその中心となるものです。 また、飼い主のいない猫対策には、猫の不妊去勢手術の実施が前提となるため、今後、より啓発手法の検討を進め、今後も効率よく事業を継続していく必要があります。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	地域の環境改善に対する区民ニーズがあり、今後も事業を実施する必要があります。
② 効果性	4	事業の実施手段は妥当で効果的であると考えられます。
③ 効率性	4	制度の普及へ向けた周知の方法等を工夫していく必要があります。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)	動物関係の苦情相談へ適切な対応を行うとともに、飼い主のいない猫への対策を進めるため、今後も事業を実施していく必要があります。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。